

番号	御意見	検討結果
1	<p>時宜を得た適切な対応と思います。賠償措置額の算定は打ち上げビジネスに参入する民間企業の事業計画にも影響しますので、賠償措置額の「最新の算定手法」については必要な範囲で共有される必要が有ると思います。</p>	<p>打上げ事業の予見性を高めるために、賠償措置額算定の考え方や算定に用いる基本的事項等を整理した文書を作成・公開する等により、適切に対応してまいります。</p>
2	<p>産業育成の意味合いでタイムリー、かつ賠償措置額に関しても国際的な水準で事業者側としても競争力を持てうる内容になっており、適切な府令および告示と考えております。関係者の皆様のご尽力に敬意を表します。</p> <p>府令・告示とは異なりますが、今後参入の事業者としては、MPLの算定手法については可能であれば一般公開されるのが望ましいと考えております。</p> <p>算出「方法」までの公開が難しければ、算出に必要な項目は公開されるべきかと考えております。</p> <p>上記の公開方法については、今後の技術変化(再利用等)を踏まえて、府令や告示のレベルの文書ではない方が良いと思います。例えば、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく第三者損害賠償制度に関するガイドライン」の別紙のような柔軟な文書の中で記載されると、わかりやすさの観点でも望ましいと考えます。</p> <p>ご参考までにですが、米国ではCFR(連邦規則集) Title 14 Part 440 Appendix Aの中でMPL算出のために提出すべき項目一覧を公開しています。</p>	<p>打上げ事業の予見性を高めるために、賠償措置額算定の考え方や算定に用いる基本的事項等を整理した文書を作成・公開する等により、適切に対応してまいります。</p>
3	<p>告示案について、本文2行目に「人工衛星の打上げ」という単語が出てきますが、法において使用されていない単語ですが、問題ないでしょうか。</p> <p>また、各ロケットの射点について列記されていますが、緯度経度等の座標値で表現する必要はないでしょうか。</p>	<p>法において、「人工衛星等の打上げ」及び「人工衛星の打上げ」という2種類の表現があるところ、告示案の本文2行目では、前者の表現を使うべきではないというご指摘と理解しました。「人工衛星等」とは、「人工衛星とその打上げ用ロケット」を指しますが(法第二条第三号参照)、仮に告示案において、「人工衛星等の打上げ」を採用した場合、ロケットの打上げをロケットを用いて行うという日本語として適切でない表現になります。そのため、告示案においては「人工衛星の打上げ」という表現の方が適切と考えております。</p> <p>各ロケットの射点名と緯度経度情報との対応関係は、府令案第九条の三に基づく情報提供や打上げ許可申請等を通じて確認可能であり、告示に記載するまでは必要はないと考えております。</p>
4	<p>告示(案)について、民間会社のロケットや射場は、任意に名称を変更する可能性もあると思われます。その点も考慮いただくとよいと考えます。</p>	<p>公開情報や打上げに係る許認可申請等を通じて、名称の変更を確認した場合には、変更を反映した形で改めて告示します。</p>
5	<p>「賠償措置額」の算定に必要な資料の提出を求める旨をいれることについて、算定上必要ではありませんが、機密情報を要求されたり、それが外部に漏れることがないように十分配慮した条文にしてください。</p>	<p>国家公務員には、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとする守秘義務が課せられております(国家公務員法第百条第一項)。また、第三者から資料の開示請求が来ることも考えられますが、法人等に関する情報で、「公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」については、不開示にすることが認められております(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二項)。そのため、現行条文案でも、機微な情報が外部に漏れることはないと考えております。</p>